

(3521)

平成 25 年版 パーフェクト宅建 一問一答
【正誤の追加のお知らせ】

平成 25 年 8 月 15 日
株住宅新報社
出版・企画グループ
TEL. 03-6403-7806

【正誤の追加】 上記書籍に、以下のような正誤の追加が見つかりましたので、ご訂正ください。誤りにつきまして、謹んでお詫び申し上げます。

| ページ・位置 | 誤 | 正 |
|---------------------|------------|------------|
| P308 ⑨ 問題 上 1 行目 | 甲県の事務所を廃上し | 甲県の事務所を廃止し |

(3521)

平成 25 年版 パーフェクト宅建 一問一答
【法改正・正誤のお知らせ】

平成 25 年 8 月 1 日
株住宅新報社
出版・企画グループ
TEL. 03-6403-7806

【法改正】 本書籍に、法改正に伴う修正箇所はございませんでした。

【正誤】 上記書籍に、以下のような正誤が見つかりましたので、ご訂正ください。誤りにつきまして、謹んでお詫び申し上げます。

| ページ・位置 | 誤 | 正 |
|-----------------------------------|------|---|
| P428 ① 問題 上 1 行目 | 買主Aは | 宅地建物取引業者でないAは |
| P430 ⑥ 問題 上 1 行目 | A社は | 宅地建物取引業者 A社は |
| P516 ⑤ 問題を差 替え (③と同じ内 容のため) | ⑤ | H 9 固定資産課税台帳に登録された価格に関する審査の申出は、固定資産 評価審査委員会に対して行うことができる。 |
| P517 ⑤ 解説を差 替え (③と同じ内 容のため) | ⑤ | 固定資産課税台帳に登録された価格に不服がある場合、納税者は、 固定資産評価審査委員会に対して審査の申出を行うことができる(地 方税法 432 条)。……答 : ○ |